

函館市慰霊堂管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館大火殉難者の追悼を目的として函館市大森町33番33号に建立された函館市慰霊堂（以下「慰霊堂」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 慰霊堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第3条 慰霊堂の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日において臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日（ただし、第3日曜日の翌日を除く。）
- (2) 第3日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日または第3日曜日に当たるときは、その翌日）
- (4) 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日（追悼行事）

第4条 函館大火殉難者の追悼行事等が行われる日および準備等を行う日は、次に掲げる日とする。

- (1) 3月21日およびその前日と翌日
- (2) 毎月21日（その日が休館日の場合はその前日）
- (3) 7月13日、14日

(職員)

第5条 慰霊堂に必要と認める職員を置く。

2 職員は、上司の命を受け慰霊堂の管理業務に従事する。

(利用および使用)

第6条 慰霊堂は、函館大火殉難者の追悼を目的とした利用に供する。

2 市長は、第4条各号に掲げる日を除き、市民の健康の増進および地域における福祉の推進を目的として、市民に無料で使用させることができる。

(遵守事項)

第7条 慰霊堂を利用または使用する者（以下「利用者等」という。）は、職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他の利用者等に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 施設または附属物件等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 備付器物を職員に無断で使用しないこと。
- (4) 許可を得ないで設備の変更をしないこと。
- (5) 献灯以外の目的で火気を使用しないこと。
- (6) 施設内および敷地内で喫煙しないこと。
- (7) 許可を得ないで物品の展示、販売または金品の寄附募集をしないこと。
- (8) 許可を得ないで備付電話機を使用しないこと。
- (9) その他慰霊堂の管理上支障を来す行為をしないこと。

(損害の賠償)

第8条 利用者等は、建物、附属物件、器物等を損傷、汚損し、または滅失したときは、市長の指示するところにより賠償しなければならない。

(使用の手続)

第9条 第6条第2項により慰霊堂を使用する者は、使用しようとする日が属する月の1月前までに別記第1号様式により使用の申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において使用を許可したときは、別記第2号様式の使用許可書を交付するものとする。
- 3 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

第10条 市長は、前条第1項の申請があった場合において第7条各号の規定に該当するおそれがあると認められるときは、使用を許可しない。

(使用許可の取り消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を制限、もしくは停止することができる。

(1) この要綱に違反し、または管理者の指示に従わなかったとき。

(2) 使用の申請に偽りがあったとき。

2 この場合において、使用者に損害を生じても、市は、その責任を負わない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、または前条の規定により使用の許可の取り消し、もしくは停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。